

「輸入畜産物の消毒基準」

輸入畜産物に対する消毒は、当該畜産物の種類、用途、仕向先加工工場における処理工程および仕出地域における家畜伝染病あるいは伝染性疾病等の発生状況等により決定されるものであるが検疫にあたっては、下記の基準により消毒を実施することとする。

記

1. 消毒の対象となる家畜伝染病及び伝染性疾病は国際防疫上重要と考えられている疾病並びに国内防疫上問題とされている疾病を勘案し、当面は別表に掲げる疾病を対象とする。
2. 消毒の対象となる伝染性疾病等の発生地域の把握は、原則としてANIMAL HEALTH YEAR-BOOK (O I E - F A O - W H O 発行) によることとするが、その他の情報も参考とする。
3. 消毒に使用する薬物等は、家畜伝染病予防法施行規則の別表第 2 の 3 消毒の基準及び同表備考に規定する薬物として農林水産大臣が定めたものとするが、使用にあたっては消毒対象物の使用目的を損わないものを選択することとする。
4. 輸入畜産物のうち、別途通達によるものは、当該通達により定められた消毒を行なうものとする。
5. 輸入畜産物の消毒は、畜産物自体および容器包装に対して実施することとするが、次のいずれかに該当する場合にあっては、容器包装に対する消毒（外装消毒）のみによることが出来る。
 - (1) 家畜伝染病予防法第 1 1 条に基づく化製場として認定された工場において処理される場合。
 - (2) 検査対象物の処理状況から判断して畜産物自体の消毒が不要であると判断されるもの。
6. 前述 1 ～ 5 に基づく輸入畜産物の消毒基準は別表（次頁に掲載）に示すとおりとする。

参 考：輸入畜産物の消毒等に関する通達

- (1) 「輸入飼料用蒸製骨粉の炭疽菌検査実施について」
昭和 5 2 年 6 月 2 日 付け、 5 2 動検 甲 第 7 4 7 号
- (2) 「ゼラチン原料用砕骨の輸入検査要領について」
昭和 5 1 年 8 月 2 7 日 付け、 5 1 動検 甲 第 1 0 9 8 号
- (3) 「S K 消毒釜を利用する獣毛類の範囲について」
昭和 4 8 年 3 月 9 日 付け、 4 8 動検 甲 第 2 8 3 号
- (4) 「血粉の輸入検疫要領」
昭和 4 9 年 1 2 月 2 7 日 付け、 4 9 動検 甲 第 1 5 5 7 号
- (5) 「輸入ケーシングの検疫要領」
昭和 3 9 年 5 月 1 4 日 付け、 3 9 動検 第 8 6 4 号
- (6) 「輸入畜産物に対する酸化エチレンガス消毒の適用について」
昭和 4 4 年 1 2 月 2 2 日 付け、 4 4 動検 第 1 3 4 5 号

別表

消毒対象			仕出地域						消毒方法							
			域蹄規 類則 動物4 等3 の条 の表 の項 の地 偶 *1	等規 の則 項4 の3 条の 表の 偶 *2	炭疽 の発 生地 域	の鼻 疽・ア フリ カ 馬 疫	N家鳥 Dきイン のんフル の生コレ 生地エン 域及び 域	ミクソ マトー ー ジス の	外装消毒			現物消毒				
									ホル マリ ン ガ ス	アル カリ 製 剤	塩 素 製 剤	塩 素 製 剤	S K	E O ガ ス		
骨、蹄角、屑皮			ゼラチン原料用		○	○						○				
			上記以外の用途		○	○					○					△
			生骨粉（鹿児島）		○	○	○				○					○
			蒸製骨粉	飼料用	○	○	○				○					
				肥料用・ その他	○	○	○				○					
肉粉、肉骨粉、豚毛粉、蹄角粉、血粉等			○	○					○							
羽毛粉							○		○							
皮	乾皮	偶蹄類の動物*3の皮	○						○							
		豚又はいのししの皮		○					○							
		馬皮				○			○							
		兔皮						○	○							
	生皮 塩蔵皮 酸漬皮	偶蹄類の動物*3の皮	○								○					
		豚又はいのししの皮		○							○					
		馬皮				○					○					
		兔皮						○		○						
毛	毛筆、ブラシ刷毛等の 材料	偶蹄類の動物*3の毛	○		*4 ○				○				○	△		
		豚又はいのししの毛		○	*4 ○				○				○	△		
		馬毛			*4 ○	○			○				○	△		
	上記以外の用途	偶蹄類の動物*3の毛	○						○				○	△		
		豚又はいのししの毛		○					○				○	△		
		馬毛				○			○				○	△		
		兔毛						○	○					△		
		羽毛					○		○				○	△		
ケーシング		偶蹄類の動物*1のケーシング	○								○	○				
		豚又はいのししのケーシング		○							○	○				

備考 *1：家畜伝染病予防法予防法施行規則第43条の表豚及びいのしし以外の偶蹄類の動物に係る法第37条第1項第1号及び第3号に掲げる物の項中欄に掲げる地域

*2：家畜伝染病予防法予防法施行規則第43条の表豚及びいのししに係る法第37条第1項第1号及び第3号に掲げる物の項中欄に掲げる地域

*3：豚及びいのししを除く。

*4：炭疽のみを対象として、S K消毒を実施する場合、病原体の散逸のおそれのない方法での輸送が可能な場合、外装消毒を省略することができる。

△印：空港のみ。